



島根県報

平成26年12月19日（金）

号外 第 166 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第87号）

1 規則の概要

- (1) 口座振替の方法により徴収金の納付を受けたときの領収済証明書の交付を廃止することとした。
- (2) その他様式の整備

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第87号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項を削る。

第17号様式その5中「（注）この領収証書では継続検査又は構造等変更検査は受けられません。納税証明書が必要な場合は、最寄りの各県民センター・事務所にお問合せください。」を削る。

第18号の2様式その1及び第18号の2様式その2を削る。

第27号様式その6表面中

「

納税証明書について

納税証明書は、振替日（納期限）に振替納付が確認された後、6月20日ごろにあらためてお送りします。

なお、納税証明書の送付までに継続検査又は構造等変更検査を受けるために、証明書が必要なときは、下記お問い合わせ先へ御相談ください。

口座振替停止等について

裏面を御覧ください。

」

「

を **口座振替停止等について** に改める。
裏面を御覧ください。

」

第71号様式その2中「この証明書は継続検査又は構造等変更検査の際に必要なため大切に保管してください。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。